

川辺川ダム事業を巡る主な経緯

昭和 38年 ～ 63年

- 昭和38～40年 ・ 3年連続して川辺川、球磨川で大規模な洪水が発生
- 昭和40年 ・ 県議会及び人吉市議会が建設省(当時)に対して球磨川の抜本的治水対策を要望
- 昭和41年 ・ 建設省が球磨川水系工事実施基本計画を策定
- ・ 建設省が川辺川ダム建設計画を発表
- ・ 五木村議会が川辺川ダム建設反対を決議
- 昭和51年 ・ 建設省が川辺川ダム基本計画を告示
(総事業費約350億円、工期S42～S56年度)
- ・ 五木村水没者地権者協議会が「川辺川ダム建設に関する基本計画取消訴訟」等を提訴
- 昭和58年 ・ 農水省が国営川辺川土地改良事業に着手(川辺川農業水利事業所開設)
- 昭和59年 ・ 建設省が川辺川ダム基本計画を見直し
(総事業費約1,130億円、工期S42～H5年度)
- ・ 建設省と五木村水没者地権者協議会がダム建設について合意、調印
(五木村水没者地権者協議会が訴訟取り下げ)
- ・ 農水省の国営川辺川土地改良事業の当初計画(利水)が確定
- 昭和63年 ・ 建設省が川辺川ダム基本計画を見直し
(工期:S42～H12)

平成 6年

- 11月 ・ 農水省が国営川辺川土地改良事業の変更計画を決定
- 12月 ・ 利水事業対象農家が農水大臣に国営川辺川土地改良事業変更の同意手続きについて異議申し立て

平成 7年

- 9月 ・ 建設省の川辺川ダム事業審議委員会が川辺川ダム事業の審議開始
(平成8年8月まで計9回審議し、「事業継続」と評価)

平成 8年

- 4月 ・ 農水省が、国営川辺川土地改良事業に対する異議申し立てを棄却し、変更計画が確定。
- 6月 ・ 利水事業対象農家等が国営川辺川土地改良事業計画変更に対する異議申立て棄却決定の処分取消を求めて提訴(川辺川利水訴訟)
- 10月 ・ 五木村、相良村、建設省及び県が川辺川ダム本体着工同意に伴う協定調印

平成 10年

- 6月 ・ 建設省が川辺川ダム基本計画変更を告示
(総事業費約2,650億円、工期S42～H20年度)

川辺川ダム事業を巡る主な経緯

平成 12年

- 9月 ・ 熊本地裁が川辺川利水訴訟で原告農家等の請求を棄却。原告が高裁に控訴
- 11月 ・ 建設省が球磨川漁協との漁業補償交渉に着手
- 12月 ・ 建設省が土地収用法に基づき川辺川ダム建設の事業認定告示

平成 13年

- 2月 ・ 球磨川漁協が総代会で建設省が示した漁業補償契約案を否決
- 8月 ・ 国交省の事業評価監視委員会が公共事業再評価で「事業継続」と評価
- 11月 ・ 民間研究グループ「川辺川研究会」が『ダム無しでも70億円で治水は可能』とする代替案を記者発表
 - ・ 球磨川漁協が臨時総会で漁業補償契約案を否決
- 12月 ・ 県が「川辺川ダムを考える住民大集会」を開催
(平成15年12月まで計9回開催、2回目以降は国交省主催)
 - ・ 国交省が県収用委員会に対し土地と漁業権の収用裁決を申請

平成 15年

- 5月 ・ 国が川辺川利水訴訟福岡高裁判決で逆転敗訴し、上告断念により敗訴確定
- 6月 ・ 県が総合調整役となり、新利水策定に向けた事前協議を開催
(平成18年7月まで計78回開催)
- 7月 ・ 農水省が新利水計画策定に向け、川辺川土地改良事業に関する農家意見交換会を実施
(平成17年7月まで計5回開催)
- 10月 ・ 県収用委員会が次回審理を新利水計画確定後に開催するとし、漁業権案件の審理を中断(第20回收用委員会)
- 11月 ・ 県収用委員会が土地案件の審理を中断(第14回收用委員会)

平成 16年

- 5月 ・ 国交省とダム反対側が森林の保水力の共同検証に係る現地調査を実施
(平成17年11月まで2地点で計5回の観測を実施、両者の合意により終結)

平成 17年

- 8月 ・ 県収用委員会が国交省に対して収用裁決申請の取り下げを勧告し、取り下げなければ却下する方針を示す(第23回收用委員会:漁業権案件)
- 9月 ・ 国交省が収用裁決申請(漁業権、土地、保留案件の全て)を取り下げ(同時に事業認定は失効)

平成 18年

- 4月 ・ 国交省が第1回球磨川水系河川整備基本方針検討小委員会を開催
(平成19年3月まで計11回開催し、基本方針案をとりまとめ)

川辺川ダム事業を巡る主な経緯

平成 18年

- 7月 ・ 県が新利水計画について、既設導水路活用案に絞り込むと整理
- 8月 ・ 国交省の事業評価監視委員会が公共事業再評価で「事業は継続し、当面の間は、道路整備等の生活再建対策及び諸調査を実施すること」と評価
- 11月 ・ 川辺川ダム建設促進協議会臨時総会(相良村を除く11市町村が出席)がダム目的から利水を切り離した上でダム建設推進を要望することなどを決議

平成 19年

- 1月 ・ 九州農政局が九州地方整備局からの新利水計画に関する照会に対して、「川辺川ダムに水源を依存する利水計画としてとりまとめることはない」と回答
- 5月 ・ 国土交通大臣が球磨川水系河川整備基本方針を決定
- 6月 ・ 電源開発株が九州地方整備局からの照会に対して、「今後、相良発電所計画をもって川辺川ダム建設事業に参画継続していくことは困難である」と回答

平成 20年

- 4月 ・ 9月定例県議会で川辺川ダム問題に関して態度表明すると公約した蒲島知事が就任
- 9月 ・ 知事が9月定例県議会において「現行の川辺川ダム計画を白紙撤回し、ダムによらない治水対策を追求するべき」との態度を表明
 - ・ 県が五木村振興推進対策本部を設置し、新たな五木村振興計画の策定に着手
- 10月 ・ 知事が国土交通大臣と会談し、同大臣から提案のあった「ダムによらない治水を検討する場」の設置について了解
- 12月 ・ 県が12月定例県議会で五木村振興推進条例を制定

平成 21年

- 1月 ・ 国交省と県が共同で第1回「ダムによらない治水を検討する場」を開催
- 3月 ・ 県が「熊本県五木村振興基金」を創設
 - ・ 第2回「ダムによらない治水を検討する場」を開催
- 6月 ・ 第3回「ダムによらない治水を検討する場」を開催
- 7月 ・ 第4回「ダムによらない治水を検討する場」を開催
- 9月 ・ 前原国土交通大臣が就任会見において、川辺川ダム建設の中止を表明
 - ・ 国土交通大臣が川辺川ダムの現地を視察。大型公共事業を中止した場合の補償法案の次期通常国会提出を表明
 - ・ 村と県が新たな五木村振興計画となる「ふるさと五木村づくり計画」を策定
- 10月 ・ 第5回「ダムによらない治水を検討する場」を開催
- 12月 ・ 第6回「ダムによらない治水を検討する場」を開催

川辺川ダム事業を巡る主な経緯

平成 22年

- 3月 ・ 第7回「ダムによらない治水を検討する場」を開催
- 6月 ・ 三日月国土交通副大臣が五木村を訪問。現地視察や県及び村と意見交換会を実施し、五木村の生活再建を協議する場の設置について三者が合意
 - ・ 第8回「ダムによらない治水を検討する場」を開催
- 7月 ・ 国、県、村が共同で第1回「五木村の今後の生活再建を協議する場」を開催
- 8月 ・ 第2回「五木村の今後の生活再建を協議する場」を開催
 - ・ 第3回「五木村の今後の生活再建を協議する場」を開催
- 11月 ・ 第4回「五木村の今後の生活再建を協議する場」を開催

平成 23年

- 6月 ・ 第5回「五木村の今後の生活再建を協議する場」を開催
(五木村における川辺川ダムに関連する生活再建の円滑な実施のため、現行の予算制度を活用して整備を推進することで、国、県、村の三者が合意)
- 9月 ・ 第9回「ダムによらない治水を検討する場」を開催
- 10月 ・ 球磨川の「ダムによらない治水を検討する場」第1回幹事会を開催
- 12月 ・ 球磨川の「ダムによらない治水を検討する場」第2回幹事会を開催

平成 24年

- 3月 ・ 「ダム事業の廃止等に伴う特定地域の振興に関する特別措置法案」が閣議決定され、通常国会に提出
 - ・ 球磨川の「ダムによらない治水を検討する場」第3回幹事会を開催
- 8月 ・ 第6回「五木村の今後の生活再建を協議する場」を開催
- 11月 ・ 球磨川の「ダムによらない治水を検討する場」第4回幹事会を開催
 - ・ 「ダム事業の廃止等に伴う特定地域の振興に関する特別措置法案」が衆議院の解散により廃案

平成 25年

- 9月 ・ 第7回「五木村の今後の生活再建を協議する場」を開催
- 11月 ・ 球磨川の「ダムによらない治水を検討する場」第5回幹事会を開催

平成26年

- 2月 ・ 「ふるさと五木村づくり計画」を改訂
- 3月 ・ 「水没予定地再生推進協議会」が発足
- 4月 ・ 第10回「ダムによらない治水を検討する場」を開催
- 6月 ・ 「ダムによらない治水を検討する場」に関する市町村議会及び住民説明会を開催(9月までに延べ15回開催)

川辺川ダム事業を巡る主な経緯

平成26年

- 8月 ・ 第2回「水没予定地再生推進協議会」を開催
- 9月 ・ 第8回「五木村の今後の生活再建を協議する場」を開催
- 10月 ・ 第3回「水没予定地再生推進協議会」を開催
- 12月 ・ 第11回「ダムによらない治水を検討する場」を開催

平成27年

- 1月 ・ 第4回「水没予定地再生推進協議会」を開催
- 2月 ・ 第12回「ダムによらない治水を検討する場」を開催。国、県、流域市町村の共通認識を取りまとめ、新たな協議会の設置について合意し、終了
- 3月 ・ 県が「熊本県球磨川水系防災減災基金」を創設
 - ・ 第1回「球磨川治水対策協議会」を開催
- 7月 ・ 第2回「球磨川治水対策協議会」を開催
- 8月 ・ 第9回「五木村の今後の生活再建を協議する場」を開催
- 10月 ・ 第5回「水没予定地再生推進協議会」を開催
- 11月 ・ 第3回「球磨川治水対策協議会」を開催

平成28年

- 1月 ・ 球磨川治水対策協議会による川内川現地調査
 - ・ 第4回「球磨川治水対策協議会」を開催
- 2月 ・ 球磨川治水対策協議会「第1回整備局長・知事・市町村長会議」を開催
- 8月 ・ 第10回「五木村の今後の生活再建を協議する場」を開催
- 10月 ・ 第5回「球磨川治水対策協議会」を開催
- 12月 ・ 平成28年度第1回「水没予定地再生推進協議会」を開催
 - ・ 第6回「球磨川治水対策協議会」を開催

平成29年

- 1月 ・ 球磨川治水対策協議会で検討した9つの治水対策等に関するパブリックコメントを実施(1月6日～2月6日)
- 3月 ・ 第7回「球磨川治水対策協議会」を開催
 - ・ 球磨川治水対策協議会「第2回整備局長・知事・市町村長会議」を開催
- 8月 ・ 第11回「五木村の今後の生活再建を協議する場」を開催

平成30年

- 2月 ・ 第8回「球磨川治水対策協議会」を開催
- 3月 ・ 球磨川治水対策協議会「第3回整備局長・知事・市町村長会議」を開催